

令和3年度も「早期健全化基準」「財政再生基準」をクリア

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の山県市財政健全化判断比率などについてお知らせします。

■早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政の早期健全化の基本方針などを盛り込んだ財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）や外部監査を実施することになり、自主的な改善努力による財政健全化を行うことになります。

■財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合、国などの関与による確実な再生を行うこととなります。財政の再生を図るため、財政健全化計画よりも詳細な財政再生計画（議会の議決が必要）を定め、総務大臣に協議し同意を求めることとなります。この同意がない場合は、災害復旧事業などを除き、地方債の起債を制限されることになり、計画している事業が資金不足のため実施できなくなる可能性があります。その他、財政再生計画に基づいて予算を編成しなければなりません。

令和3年度山県市財政健全化判断比率

区 分	実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 率	実 質 公 債 費 率	将 来 負 担 率
令和3年度	—	—	9.7%	20.3%
令和2年度	—	—	10.5%	18.3%
早期健全化基準	13.55%	18.55%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」を表示してあります。

■資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。令和3年度で対象となる全ての公営企業は黒字となっており、不足額はありません。

■財政健全化・経営健全化審査意見

審査に付した財政健全化判断比率および資金不足比率、ならびにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類について、監査委員から適正に作成されていると認められました。

財政用語の基礎知識

▼歳入の部

市税 皆さんに納めていただいた市民税や固定資産税など

地方消費税交付金 国が徴収した地方消費税から市に対して交付されるお金

地方交付税 地方交付税法に基づき、市町村の実情に合わせて国から交付される普通交付税と特別交付税

国庫支出金 国から市に対して交付される負担金、補助金など

県支出金 県から市に対して交付される負担金、補助金など

市債 学校、道路の建設などのために一時的に多額の費用が必要なとき、市が長期に資金を借り入れるお金

▼歳出の部

総務費 一般事務経費、戸籍住民基本台帳費、庁舎の維持管理などの経費

民生費 社会福祉費、児童福祉費、生活保護費など

衛生費 保健衛生費、ごみの収集・処理の清掃費など

土木費 道路の維持・新設改良費、公園の整備費など

教育費 小中学校の経費、社会教育費など

公債費 市債の返済金と利子の支払い

扶助費 生活扶助・教育扶助などの経費

▼財政健全化判断比率

実質赤字比率 一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

連結実質赤字比率 一般会計や特別会計などを加えた市の全会計の赤字と黒字を合算して、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

実質公債費比率 借入金（地方債）の返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

将来負担比率 地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの